

## Ⅱ 統 計 表

### 利 用 上 の 注 意

- (1) 各表中「一」とあるのは、該当従業員のいないことを示す。
- (2) 各表中「\*」とあるのは、初任給関係は調査事業所10所以下、職種別平均給与関係は調査実人員20人以下であることを示す。
- (3) この調査でいう職種の定義については、表2及び表5にその大要を記した。
- (4) 年齢は平成19年4月1日現在である。
- (5) 各給与種目の内容は、次に示すとおりである。

#### ア 「きまって支給する給与」

基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、寒冷地手当、能率給、家族手当、住宅手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、役付手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当等月ごとに支給されるすべての給与を含めたものをいう。

#### イ 「時間外手当」

きまって支給する給与に含まれ、超過勤務手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等の時間外手当をいう。

#### ウ 「通勤手当」

きまって支給する給与に含まれ、通勤定期券、ガソリン代などの現物支給されたものを含む。

- (6) 各給与種目の給与額は、4月分の給与月額である。なお、調査日において、春季給与改定によるそ及改定分が支払済みのときは、その分は含まれているが、支払が遅れた一部の事業所の改定分は含まれていない。
- (7) 初任給月額は、4月分のきまって支給する給与の支給総額から超過勤務手当、家族手当、通勤手当等、特定の者のみに支給される給与を除いた額である（一律に支給される給与は含まれている。）。
- (8) 「2 職種別平均給与」（表5～表10）には、初任給関係職種に該当する従業員は含まれていない。
- (9) 表5～表10中「x」は、調査実人員が1人の場合である。
- (10) 表6～表10中「△」は第1四分位を、「◎」は中位を、「▽」は第3四分位を示し、「※」は分位が重複することを示す。